



令和2年3月

お客様 各位

民法改正を踏まえた各種預金規定等の改定について

平素は、大田原信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫は、令和2年4月施行の民法改正を踏まえ、各種預金規定等を改定いたします。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用させていただきます。

記

1. 主な改定内容

(1) 定期預金等の満期日前解約の改定

定期預金の満期日前解約の制限について明確化しました。

<例：定期預金共通規定>

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することは、できません。

以下、省略

<例：期日指定定期預金>

2. (利 息)

- (1) ~ (2) 省略

- (3) この預金を定期預金共通規定第4条1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条5項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

以下、省略

(注) 他の定期預金関係預金規定についても、上記に準じて改定いたします。



(2) 成年後見の届出に係る改定

今回、新たに預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合にも届けていただくように改定いたしました。

<例:普通預金規定（無利息型普通預金を含む）>

8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

以下、省略

(注) 他の各種預金規定についても、上記に準じて改定いたします。

(3) 規定の変更に関する改定

規定の変更について、その適用開始日は変更の都度、公表することを規定に追加いたしました。

<例：総合口座取引規定>

18. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以下、省略

(注) 他の各種預金規定についても、上記に準じて改定いたします。

(4) その他

デビットカード取引規定（利用者の抗弁権放棄の明確化）を含むその他の規定等の改定については、当金庫規定集を参照願います。

2. 各種預金規定等のホームページへの掲載

今回改定する各種預金規定等のうち、当金庫ホームページの規定集に掲載されていない規定については、改定後から当金庫ホームページの規定集に掲載いたします。

3. 開始日

令和2年4月1日（水）



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL 0287 (24) 2266

4. 改定する各種預金規定

規定の名称	規定改定等の内容				
	定期預金の満期前解約	成年後見の届出	規定の変更	デビットカード規定	規定の電子化（新規分）
【流動性預金規定】6種類					
普通預金規定（無利息型普通預金を含む）		○	○		
貯蓄預金規定		○	○		
納税準備預金規定		○	○		
通知預金規定		○	○		
総合口座取引規定		○	○		
当座勘定規定		○	○		
【定期性預金規定】13種類					
定期預金共通規定	○	○	○		
期日指定定期預金規定	○		○		
自動継続期日指定定期預金	○		○		
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○		○		
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○		○		
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	○		○		
自動継続自由金利型定期預金（大口定期預金）	○		○		
変動金利型定期預金規定	○		○		
自動継続変動金利型定期預金規定	○		○		
定期積金（スーパー積金）規定		○	○		
財形住宅預金規定	○	○	○		○
財形年金預金規定	○	○	○		○
財産形成期日定期預金規定	○	○	○		○
【キャッシュカード規定】5種類					
キャッシュカード規定			○		○
キャッシュカード（法人）規定			○		○
デビットカード取引規定			○	○	○
ペイジーサービス規定			○		○
ICキャッシュカード特約			○		○
【その他の規定】7種類					



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266

振込規定			○		○
夜間預金金庫規定			○		○
定額自動送金規定			○		○
全自動貸金庫規定		○	○		○
貸金庫規定		○	○		○
しんきん WEB バンキングサービス利用規定（個人インバン）			○		○
WEB-FB サービス利用規定（法人インバン）			○		○

以 上



大田原信用金庫

〒324-0056 栃木県大田原市中央1丁目10番5号

TEL0287(24)2266